

2023年4月

各位

京都信用金庫

## 未利用口座管理手数料のご案内

当金庫では、**2021年10月1日以降の新規開設口座**に未利用口座管理手数料を適用させていただいておりますが、**2023年5月31日より、2021年9月30日以前に開設された口座を含む、すべての口座に適用となる範囲を変更いたします。**

詳細は以下のとおりとなりますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 未利用口座となる口座

最後の入出金（利息の入金、未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、お取引のない普通預金口座（総合口座を含みます。）および貯蓄預金口座を未利用口座とします。

ただし、次の場合は未利用口座管理手数料の対象外となります。

- (1) 当該未利用口座の残高が1万円以上である場合
  - (2) 当該未利用口座が後見支援預金口座・マル優設定口座・ジュニアNISA設定口座の場合
  - (3) 当該未利用口座と同一店舗で、以下のお取引がある場合
    - ・定期性預金（定期預金・定期積金・外貨預金・財形預金）の残高が1円以上である場合
    - ・お預かり金融資産（投資信託・公共債・保険等）のお取引がある場合
    - ・お借入れまたはカードローン契約がある場合
    - ・各種インターネットバンキングサービス契約がある場合
- ※盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。

### 2. 未利用口座管理手数料の金額

年間 1,320円（消費税込）

### 3. 口座の自動解約について

口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、残高を未利用口座管理手数料に充当の上、口座を自動的に解約いたします。なお、ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約した口座の再利用には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

※口座残高以上のご負担はございません。

### 4. 未利用口座管理手数料をいただくまでの流れについて

- (1) お客様の口座が未利用口座となった場合は、当金庫にお届けのご住所宛に事前に「ご案内」を送付します。
  - (2) ご案内後、一定期間（約3ヵ月）内にお預入れまたは払戻しのご利用をされるか、ご解約されますと、未利用口座管理手数料はかかりません。
  - (3) ご案内後、一定期間（約3ヵ月）が経過しても、ご利用もしくはご解約のお手続きがない場合に、未利用口座管理手数料を毎年1回対象口座から引落しいたします。
  - (4) 送付した「ご案内」が延着または到達しなかった時でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ・未利用口座管理手数料の取扱について変更がある場合は、ホームページ等でお知らせいたします。

以上